産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 栃木県栃木市昭和町9番21号

氏 名 株式会社 ネオ・ナチュール 代表取締役 大森 幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴 木 栄

許可の年月日

平成31年 3 月15日

許可の有効年月日

平成36年 3 月14日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む),イ 汚泥(水銀含有ばいじん等を含む),ウ 廃油, エ 廃酸,オ 廃アルカリ,カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物,自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む),キ 紙くず,ク 木くず,ケ 繊維くず,コ 動植物性残さ,サ ゴムくず,シ 金属くず(自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む),ス ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物,自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む),セ 鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む),ソ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む),タ 動物のふん尿,チ ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む),ツ 処分するために処理したもの(施行令第2条第13号廃棄物)(産業廃棄物を廃棄物処理施設で固形化処理したものに限る)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
- ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない 種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・ 運搬できない。
- 2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 31 年 3 月 15 日

新規許可

4. 積替え許可の有無 4・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

4・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。